

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	鈴木 恵佐夫	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	--------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3679		事務事業名称	大気環境対策事業					短縮コード	経常	3679	臨時	3680
予算区分	会計	01	一般会計	款	04	衛生費	項	01	保健衛生費	目	04	公害対策費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		大気汚染防止法，悪臭防止法，八千代市公害防止条例							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
○昭和47年に八千代市公害防止条例が制定されたことに伴い，昭和48年から一般大気測定局を設置し，測定を開始。 大気汚染測定局における大気環境の監視や光化学スモッグ注意報等発令及び解除時の情報伝達，大気中のダイオキシン類調査などの一般環境監視調査。 市内における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設のばい煙測定調査や臭いを発生させている事業所の臭気濃度調査。 苦情に基づく大気・悪臭発生源立入調査，発生源に対する防止対策指導。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	03	安全・環境共生都市をめざして						
市内の大気環境は，法規制の強化により，近年の二酸化窒素，浮遊粒子状物質，及びダイオキシン類は，以前と比べ良化の傾向が見られる。一方，光化学オキシダントは，依然として環境基準未達成の状況が続いており，引き続き汚染の監視が必要。また平成21年9月より，微小粒子状物質（PM2.5）に環境基準が設定されたことにより，将来的に測定機器の購入を検討する必要がある。本市における臭気規制は，平成18年8月より市内全域を対象に臭気指数規制に移行し，より人間の感覚に近い規制基準での対応ができるようになった。今後も，人々のより快適環境を求める意識の高まりにより，悪臭対策への要望は一層強くなると思われる。					大項目（節）	03	環境・衛生						
					中 項 目	01	環境との共生						
					小項目（施策）	01	環境汚染の防止と対策						
					細 項 目	01	環境監視体制の強化						
03	公害防止対策の充実												
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		平成13年4月 ～ 平成23年3月		計画事業費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	・大気環境 ・大気汚染（悪臭を含む）を発生させる事業者・市民など							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成21年度に実際に行ったこと： 1．一般環境監視調査（①大気汚染測定局における大気環境監視、②大気中のダイオキシン類調査、③光化学スモッグ発令時の情報伝達） 2．発生源監視調査（①事業所ばい煙測定調査、②事業所臭気濃度調査） 3．苦情に基づく大気・悪臭発生源立ち入り調査・防止対策指導							
	※平成22年度に計画していること： 上記1～3の調査等を引き続き実施する。							
意図 （何を狙っているのか）	大気汚染（悪臭を含む）を未然に防止し，大気環境を保全する。							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	20年度	21年度		22年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	市内全域	km ²	51.27	51.27	51.27	51.27	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	大気汚染測定局における大気環境監視日数	日	365	365	365	365	
	指標2	ばい煙・臭気濃度測定調査の立ち入り事業場数	事業場	9	9	9	9	
	指標3	苦情処理件数	件	67	0	84	0	
成果指標	指標1	環境基準（大気）の達成度	%	75	92	75	92	
	指標2	調査事業場の排出基準等（大気・臭気）適合率	%	100	100	88	100	
	指標3	苦情処理件数	件	67	0	84	0	
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード	3679	事務事業名称	大気環境対策事業				所属名	環境保全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			本事業では、持続可能な大気環境の保全を確保するため、継続的な環境監視調査や発生源監視調査は欠かせないものであり、今後も現状のままの持続が必要。また、今後も市民や企業への大気汚染・悪臭対策への指導啓発を進め、理解と協力を得ながら、事業を推進していく。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☒ 現状のまま継続								
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			今後も大気環境の把握のため、環境保全課監視・発生源調査の規模は従前と同程度の経費が見込まれる。また、市民・企業の協力を得ながら、本事業を継続推進する。		
			削 減	不 変	増 加			
	成 果	向 上	☐	☐	☐			
		不 変	☐	☒	☐			
低 下		☐	☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
○公害に関する市民からの苦情では、大気・悪臭が最も多く、とりわけ野焼きに伴う悪臭苦情が多く寄せられている。市民の臭気に対する快適環境を求める意識の高まりが見られる。									

所属長コメント	大気の汚染は、四日市ぜんそくなど広範囲に甚大な被害を発生させる。公害立法により大気汚染は大きく改善されたものの、光化学オキシダントなどは全国的に環境基準がほとんど達成されてない。この様な状況下、国は現行の浮遊粒状物質に加えて微小粒子状物質（PM2.5）を新たに規制対象物質とした。この様に新たな物質を規制対象とすることにより、より清浄な大気環境を求めるとというのが環境行政が指向するところであり、本市においても大気汚染の防止と悪臭防止を推進して、安全で快適な大気環境を確保していく。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									